

まる覚え証券外務員二種 [改訂第4版]

追 録

上記の書籍の発行後(2009年5月8日以降)に、日本証券業協会「外務員必携」の新版(平成22年版)が発行されましたので、それに伴う重要な変更点をお知らせいたします。

なお、この追録の内容は、追加・変更することがあります。

2010年7月16日 週刊住宅新聞社

頁	該当箇所	訂正内容
24	表内の下から5列目の枠「有価証券の売出し」	3行目の「 均一の条件で 50名以上の者を」を「 多数 (50名以上)の者を」に訂正
32	下から7～6行目	「公認会計士、引受 金融商品取引業者 、顧問弁護士等),」を「公認会計士、引受人、顧問弁護士等),」に訂正
35	上から1行目	「 均一の条件で 多数(50名以上)の者を」を「 多数 (50名以上)の者を」に訂正
37	c. d.	下から8～4行目「大量保有報告書は、……に供することになる。」を下から3行目「d. 報告書の提出先」の下に移動し、下から2行目～次頁1行目「大量保有者は、……に供することになる。」を削除し、下から9行目「C. 株券等保有割合」の下に下記を挿入 <p>基本的には、保有者の保有する株券等の数に共同保有者の保有する株券等の数を加え、それを発行済株式総数で除した割合が株券等保有割合になる。共同保有者とは、保有者と共同して株券等の取得・譲渡又は議決権行使等を行うことを合意している他の保有者のことをいう。また、夫婦関係や親子会社関係などがある場合には、共同保有者とみなされる。</p>
39	1行目の大見出し	「Section-3 投資信託及び投資法人に関する法律」を「Section-3 投資信託及び投資法人に関する法律 等 」に訂正
	大見出しの下	大見出しと「1 投資信託の分類と定義及び特徴」の間に下記を挿入 【第1部】投資信託及び投資法人に関する法律
55	下から2行目	「店頭デリバティブ取引等に係る職務を」を「 特定 店頭デリバティブ取引等に係る職務を」に訂正
56	上から4行目	「店頭デリバティブ取引等に係る職務を」を「 特定 店頭デリバティブ取引等に係る職務を」に訂正
	上から15行目と16行目の間	下記を挿入 ○協会が指定する社内研修を受講し、その結果が協会に報告されている場合は、特定店頭デリバティブ取引等に係る職務を行うことができる
	上から17～18行目	「に係る業務のほか、 有価証券等清算取次ぎ 、登録金融機関が行う書面取次ぎ行為となる」を「に係る業務となる」に訂正

61	表内の上から2列目の枠「普通取引」	上から2つ目の○「配当落ちや権利落ちとして……5営業日目に決済する」を削除
	下から2行目	「権利確定期日の3営業日前の日から」を「権利確定期日の2営業日前の日から」に訂正
72	上から15～16行目	「であるが、4営業日目が企業等の決算日や権利確定日になる場合は受渡しが行われず、5営業日目が決済日となる。」を「である。」に訂正
77	上から4行目	「決算日の3営業日前から」を「決算日の2営業日前から」に訂正
	下から6行目	「4営業日前までは新株の割当てを」を「3営業日前までは新株の割当てを」に訂正
78	上から5行目	「(権利確定日)の3営業日前からは」を「(権利確定日)の2営業日前からは」に訂正
78	図	<p>下図に差し替え</p> <p>【権利落ち日と権利確定日】</p> <p>Timeline: 3/27, 3/28, 3/29, 3/30, 3/31, 4/1, 4/2</p> <p>3日前, 2日前, 1日前</p> <p>買付日, 権利落ち日, 権利確定日, 受渡日 (権利確保), 受渡日 (権利確保できない)</p> <p>4営業日目, 4営業日目, 4営業日目</p>
95	下から12行目	「投資信託財産の2分の1を超える額を不動産等,」を「投資信託財産の額を不動産等,」に訂正
111	表内の上から2列目「キャッシングの貸付限度額」	<p>右枠の全文を下記に差し替え</p> <p>○MRF等、各ファンドごとに、それぞれの残高に基づき計算した返還可能金額又は500万円のうち、いずれか少ない金額を基準に事業者が定める金額となる</p>
127	3.の表内2列目、左の枠	「新株の発行」を「募集株式の発行」に訂正
	3.の表内2列目、右の枠	「新株発行(増資)の方法には」を「募集株式発行(増資)の方法には」に訂正
162	「13」1.	1.の解説及び図をすべて削除し、以下「2.」を「1.」に、「3.」を「2.」に訂正
163	図中の真ん中	「平成22年から(予定)」を「平成22年から」に訂正
	「14」2.3.	2.3.の解説(下から5行目から次頁7行目まで)をすべて削除

166	「3」の枠内	<p>1行目「① 社会規範及び法令等の遵守」の上にて下記を挿入</p> <p>我々は、国民経済における資金の運用・調達のある資本市場の担い手として、資本市場における仲介機能という重責を負託されていることを十分に認識し、金融庁により公表されている「金融サービス業におけるプリンシプル」の内容に基づいて、協会員の役職員一人ひとりが、職業人として国民から信頼される健全な社会常識と倫理感覚を常に保持し、求められる専門性に対応できるよう、不断の研鑽に努める。</p> <p>また、良き市民として互いを尊重し、国籍や人種、性別、年齢、信条、宗教、社会的身分、身体障害の有無等を理由とした差別的発言や種々のハラスメントを排除し、防止する。</p> <p>このため、協会員の役職員が業務を遂行する上での基本的な心構えとして、以下に「倫理コード」を定め、その遵守を宣言する。</p>
170	解答の問3	「× 株券等保有割合＝保有株券等の総数÷発行済株式総数等×100」を「× 基本的には、保有者の保有する株券等の数に共同保有者の保有する株券等の数を加え、それを発行済株式総数で除した割合が株券等保有割合になる。」に訂正
182	問15	問題と解答をともに削除
209	問題18	枠内の3行目「解約口数」を「保有口数」に訂正し、「5. 360,000円」を「5. 357,000円」に訂正
	解説	<p>下から1行目の「正解 3.」を「正解 5.」に訂正し、下から5～2行目(②③)を下記に差し替え</p> <p>② 受取金額 ＝解約価額×保有口数 ＝11,900円×30口 ＝357,000円</p>
240	問4	「○」を「× 「均一の条件」は売出しの要件ではない。」に訂正

新規追加項目

- P30「12 金融商品取引業協会」の上に下記を挿入し、「12 金融商品取引業協会」を「13 金融商品取引業協会」とする（以下番号をずらす）

12 信用格付業者

信用格付・信用格付業の定義	<ul style="list-style-type: none"> ○信用格付とは、金融商品または法人の信用状態に関する評価の結果について、記号または数字を用いて表示した等級をいう。 ○信用格付業とは、信用格付を付与し、かつ、提供しまたは閲覧に供する行為を業として行うことをいう。
登録制度	<ul style="list-style-type: none"> ○信用格付業を行う法人は、内閣総理大臣の登録を受けることができる。この内閣総理大臣の登録を受けた者を信用格付業者という。 ○内閣総理大臣は、登録の申請があった場合は、一定の登録拒否事由に該当する場合を除き、信用格付業者登録簿に登録しなければならない。この登録簿は、公衆の縦覧に供される。
信用格付業者の業務	<ul style="list-style-type: none"> ○信用格付業者並びにその役員及び使用人は、独立した立場において、公正かつ誠実にその業務を遂行しなければならない（誠実義務）。 ○信用格付業者は、自己の名義をもって、他人に信用格付業を行わせてはならない。 ○信用格付業者等は、内閣府令の定めるところにより、信用格付を付与し、かつ、提供しまたは閲覧に供するための方針及び方法（格付方針等）を定め、公表しなければならない（変更した場合も同様）。 ○信用格付業者は、格付方針等に従い、信用格付業の業務を行わなければならない。
信用格付業者の監督	<ul style="list-style-type: none"> ○内閣総理大臣は、信用格付業者が一定の要件（不正の手段による登録、行政官庁の処分違反等）に該当する場合は、当該信用格付業者の登録を取り消し、または6か月以内の期間を定めて信用格付業の全部もしくは一部の停止を命ずることができる。

- P44表の下に、「第2部」として下記を追加

【第2部】金融商品の勧誘・販売に関する法律

1 金融商品の販売等に関する法律

概要・趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ○金融商品販売法は、①金融商品販売業者等が金融商品を販売する際の顧客に対する説明義務、②説明義務違反により顧客に損害が生じた場合の損害賠償責任及び損害額の推定等、③金融商品販売業者等の勧誘の適正の確保等について定めた法律をいう。
適用対象・範囲	<ul style="list-style-type: none"> ○説明義務の主体となるのは、「金融商品の販売等」を業として行う者である。 ○「金融商品の販売等」とは、預金契約、有価証券を取得させる行為、市場・店頭デリバティブ取引などや、その取次ぎまたはその代理もしくは媒介を意味している。

適用対象・ 範囲	<p>○「金融商品の販売等」には、顧客からの株券の委託売買の取次ぎを行う行為、顧客に対する投資信託の販売、顧客との間でデリバティブ預金などの特定預金等契約を締結する行為、変額年金・変額保険などの特定保険契約を媒介する行為などが含まれる。</p> <p>○証券会社など金融商品取引業者等も、金融商品の販売等を業として行う場合には、「金融商品販売業者等」として、顧客に対する重要事項の説明義務などの義務を負うことになる。</p>
説明義務	<p>○金融商品販売業者等は、金融商品の販売等を行おうとするときは、金融商品の販売が行われるまでの間に、顧客に対して重要事項を説明しなければならない。</p> <p>○重要事項の説明は、書面の交付による方法でも可能であるが、顧客の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならない。</p> <p>○重要事項には以下のような事項がある。</p> <p>①金利、通貨の価格、市場の相場その他の指標に係る変動（市場リスク）を直接の原因とする元本欠損のおそれまたは当初元本を上回る損失が生ずるおそれがある場合（その旨、当該指標、取引の仕組みの重要な部分など）</p> <p>②当該金融商品の販売者その他の者の業務または財産の状況の変化（信用リスク）を直接の原因とする元本欠損のおそれまたは当該元本を上回る損失が生ずるおそれがある場合（その旨、当該者、取引の仕組みの重要な部分）</p> <p>③権利行使期間の制限及びクーリングオフ期間の制限がある場合（その旨）</p> <p>○上記の重要事項の説明義務は、特定顧客（金商法上の特定投資家）には適用されない。</p> <p>○重要事項について説明を要しない旨の顧客の意思の表明があった場合には、重要事項の説明義務は免除される。ただし、この場合でも、金商法上の説明義務は免除されない。</p>
因果関係・ 損害額の 推定	<p>○金融商品の販売等に際して、一定の重要事項の説明を行わなかった場合や、断定的判断の提供の禁止に違反する行為を行った場合には、不法行為による損害賠償責任がある。</p> <p>○民法の不法行為の特則として、損害の立証責任の転換を図るとともに、損害の推定を行うものとしている。</p> <p>①説明義務違反の無過失化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民法では、不法行為の要件として、故意または過失の存在が要求されているが、金融商品販売法では、重要事項の説明義務違反については、故意または過失の有無を問わないものとし無過失責任としている。 <p>②因果関係及び損害額の推定による立証責任の転換</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民法においては、不法行為と損害の発生との間の因果関係及び損害額について、損害を主張する側が立証する必要があるが、金融商品販売法では、因果関係及び損害額について、立証責任を業者側に転換している。

因果関係・損害額の推定	<ul style="list-style-type: none"> ・元本欠損額＝顧客の支払った金銭及び支払うべき金銭の合計－（顧客の取得した金銭及び取得すべき金銭の合計額＋顧客の取得した金銭以外の物または権利であって当該顧客等が売却その他の処分をしたものの処分価額の合計額）
勧誘方針の策定・公表義務	<ul style="list-style-type: none"> ○金融商品販売法では、金融商品販売業者等に対して、以下のような一定の事項を記載した勧誘方針の策定及び公表を義務づけている。 <ul style="list-style-type: none"> ①勧誘の対象となる者の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らし配慮すべき事項 ②勧誘の方法及び時間帯に関し勧誘の対象となる者に対し配慮すべき事項 ③勧誘の適正の確保に関する事項 ○勧誘方針の公表の方法には、以下のような方法がある。 <ul style="list-style-type: none"> ①金融商品販売業者等の本店または主たる事務所及び金融商品の販売等を行う営業所または事務所に見やすいように掲示または閲覧に供する方法 ②ウェブサイトで公表する方法 ○違反した金融商品販売業者等は、50万円以下の過料に処せられる。
金商法との関係	<ul style="list-style-type: none"> ○適合性原則や説明義務などに対する違反については、金商法では、金融商品取引業者等に対する行政処分や刑事罰となるが、金融商品販売法では、金融商品販売業者等に対する行政処分に直結せずに、私法上の効果（損害賠償義務、因果関係・損害額の推定）を生じさせるものとなる。
顧客の「説明不要」の意思表示	<ul style="list-style-type: none"> ○金融商品販売法では、重要事項の説明義務は、顧客が特定顧客でない場合でも、重要事項について説明を要しない旨の顧客の意思表示があった場合には免除される。 ○金商法では、特定投資家に該当しない顧客に対しては、「説明不要」との意思表示があった場合でも、実質説明義務自体を免れるわけではない。 ○なお、金融商品販売法上の「説明不要」の意思表示があった場合には、その旨を書面化するなどして後日の紛争を防止することも考えられる。 ○ただし、勧誘する側が、そのような書面への署名・押印などを強制したと認められるような場合には、そもそも意思表示がなかったものとして、重要事項の説明義務の免除が認められない（説明不要の経緯等を面接交渉記録に残す）。

2 消費者契約法

概要・趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ○消費者を誤認させる行為または消費者を困惑させる行為が行われた場合の消費者による取消権や不当な契約条項の無効を定める法律である。 ○消費者に対し金融商品の販売等を行う場合には、金融商品取引法、金融商品販売法などに加え、消費者契約法の適用があることに留意して販売を行う必要がある。
-------	---

適用対象・ 範囲	<p>○消費者契約法が適用されるのは、消費者と事業者との間で締結される契約である「消費者契約」となる。</p> <p>○「消費者」とは、個人のうち、「事業としてまたは事業のために契約の当事者となる場合におけるもの」を除いた者となる。「事業」とは、一定の目的をもって反復継続的になされる同種の行為であり、営利目的は必要ない。</p> <p>○消費者契約の定義においては、金融商品販売法の対象となる金融商品の販売等に関する契約も、消費者と事業者との間で締結される限り、消費者契約に含まれる。</p> <p>○また、契約の直接の相手方ではなく、契約の相手から媒介の委託を受けた者や代理権の授与を受けた者による勧誘などの行為についても適用される（金融商品取引業者等による投資信託の販売、変額年金の販売なども含まれる）。</p> <p>○消費者契約法は、民法・商法に優先して適用されるが、これ以外の法律に別段の定めがある場合には、そちらの方が優先される。</p>
消費者契約法による契約の取消し	<p>[対象となる契約]</p> <p>○以下のいずれかに該当した場合で、それによって当該消費者契約の申込みまたはその承諾の意思表示をした場合となる。</p> <p>①重要事項の不実告知・当該消費者に対して、重要事項について事実と異なることを告げたことにより、当該告げられた内容が事実であると誤認した場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者が虚偽の内容であると認識していたことや、消費者を欺こうとする意思を有していたことの立証を必要としない。 <p>②断定的判断の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・断定的判断を提供することにより、当該提供された断定的判断の内容が確実であると誤認した場合（①と同様に、事業者の故意を要件とはしない）。 <p>③不利益事実の故意の不告知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該消費者に対して、当該消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該消費者の不利益となる事実を故意に告げなかったことにより、当該事実が存在しないとの誤認をした場合。 <p>④不退去</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該消費者がその住居またはその業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないことによって消費者が困惑した場合。 <p>⑤退去妨害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事業者が当該消費者契約の締結について勧誘をしている場所から、当該消費者が退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から当該消費者を退去させないことによって、消費者が困惑した場合。 <p>[取消権の行使の方法・行使期間]</p> <p>○消費者が取消権を行使する方法については、特段の定めはなく、相手方に対して、意思表示を取り消す旨を伝えればよいとされている。なお、取消しの意思表示は、当該意思表示をした消費者またはその代理人もしくは承継人に限定される。</p>

消費者契約法による契約の取消し	<p>○消費者契約法に基づく取消権は、追認することができる時から6か月間行使しないとき、または消費者契約の締結時から5年を経過したときに消滅するものとされている。</p> <p>[取消しの効果]</p> <p>○消費者が取消権を行使した場合、当初にさかのぼって契約が無効であったこととなる（投資信託なら金銭全額の顧客への返還と顧客からの受益権の返還）。なお、この取消権は、善意の第三者に対抗することはできない。</p>
消費者契約法による契約の無効	<p>○消費者契約法においては、消費者の利益を一方的に害する条項を含む契約の締結をさせることは適切ではない。このような条項については無効とすることにしている。</p> <p>○無効となる条項は、①事業者の損害賠償の責任を免除する条項、②消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項（当該条項の全部ではなく超過部分を一部無効とする）、③消費者の利益を一方的に害する条項などとなっている。</p>
金融商品販売法と消費者契約法との関係	<p>○金融商品販売法と消費者契約法においては、両方の法律で重複して対象となるものもある。</p>

3 犯罪による収益の移転の防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）

概要・趣旨	<p>○犯罪収益移転防止法は、マネーロンダリング（資金洗浄）を防止するため、犯罪による収益の移転防止を図り、併せてテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約等の的確な実施を確保し、もって国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与することを目的としている。</p> <p>○金融商品取引業者が一定の取引を行うに際し、①本人確認義務、②本人確認記録の作成及び保存義務、③取引記録等の作成及び保存義務、④疑わしい取引の届出義務を課している。</p>
本人確認義務	<p>○金融商品取引業者は、最初に顧客に有価証券を取得させることを内容とする契約を締結する際に、顧客の本人確認をする必要がある。</p> <p>○金融商品取引業者は、これらの本人確認書類の提示または送付を受けて、以下のような本人特定事項を確認しなければならない。</p> <p>①顧客が自然人の場合は氏名、住所及び生年月日となる。</p> <p>②顧客が法人の場合は名称、本店または主たる事務所の所在地となる。</p> <p>○本人確認書類は以下ようになる。</p> <p>①個人の場合は、運転免許証、各種健康保険証、国民年金手帳、外国人登録証明書、印鑑登録証明書などとなる。</p> <p>②法人の場合は、登記事項証明書、印鑑登録証明書などとなる。</p> <p>○本人確認書類は、有効期限のある証明書については、提示または送付を受ける日において有効なもの、有効期限のない証明書については、提示または送付を受ける日の前6か月以内に作成されたものに限られる。</p> <p>○また、代理人が取引を行う場合は、本人に加えて代理人についても本人確認が必要となる（会社の経理担当者による預金口座の開設など）。</p>

<p>本人確認義務</p>	<p>○なお、取引を行おうとする顧客について、既に本人確認を行っている場合で、かつ、当該顧客の本人確認記録を保存している場合には、顧客から本人確認記録に記録されている者と同一であることを示す書類等の提示等を受けるか、顧客しか知り得ない事項等の申告を受けることにより、顧客が本人確認記録に記録されている者と同一であることを確認すれば、改めて本人確認を行う必要はない。</p> <p>○ただし、なりすまし等が疑われる取引に該当するものについては、たとえ既に本人確認をしたことのある顧客との取引であっても、改めて本人確認を行う必要がある。</p>
<p>本人確認記録の作成・保存義務</p>	<p>○本人確認を行った場合には、直ちに本人確認記録を作成し、当該取引に係る契約が終了した日から7年間保存しなければならない。</p> <p>○本人確認記録には、本人確認を行った者の氏名、本人確認記録の作成者、本人確認書類の提示を受けた日付等、本人確認を行った取引の種類、本人確認を行った方法などを記載する必要がある。</p>
<p>取引記録等の作成・保存義務</p>	<p>○顧客との間で、特定取引を行った場合は、直ちに取引記録を作成し、当該取引の行われた日から7年間保存しなければならない。</p> <p>○ただし、財産移転を伴わない取引や、財産移転を伴う場合でも価額が1万円以下の取引など一定の場合については、取引記録を保存する必要はない。</p>
<p>疑わしい取引の届出義務</p>	<p>○犯罪による収益である疑いがあり、犯罪収益の取得や処分について事実を偽装したり、犯罪収益を隠匿している疑いがあると認められる場合には、速やかに金融庁に届出を行わなければならない。</p> <p>○なお、疑わしい取引の届出を行おうとすること、または行ったことを、当該疑わしい取引に係る顧客またはその関係者に漏らしてはならない。</p>